

別 紙

答申第 6 号

答 申

1 審査会の結論

松江市長が平成 29 年 2 月 27 日付けで別紙〔原決定〕のとおり行った部分公開決定について、別紙〔審査会の判断〕の「第 1 公開の内容及び理由」中の各表の「公開内容」欄記載の各情報を非公開とした部分を取消し、これを公開すべきである。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が行った市有地（以下「本件土地」という。）売却に係る公文書の情報公開請求に対し、松江市長（以下「実施機関」という。）が平成 29 年 2 月 27 日付けで別紙〔原決定〕のとおり決定（以下「原決定」という。）を行ったところ、審査請求人が非公開内容全ての公開並びに存否応答拒否及び文書不存在とした公文書の公開を求めて審査請求をした事案である。

3 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

ア 審査請求人は、本件土地付近に立地する企業（以下「甲社」という。）の操業により健康被害を受ける地域に居住しており、市が本件土地を甲社に売却することに反対していた。市は、本件土地を甲社には売却しないと回答していたが、本件土地の買主は、甲社の関連法人である。よって、売却の経緯について知る権利がある。

また、本件土地の売買については、甲社所在地の町内会長代理ら 4、5 名ほどには事前説明があったが、審査請求人ら他の住民には何も事前の説明がなかった。この事実に関連する文書も公開されるべきである。

イ 甲社の立地、操業等に関しては、生命、財産を害す恐れがある。

本件土地の買主と甲社は実質的には一体、同一である。甲社の操業の過程で有害物質などが排出され、周囲の人の健康被害を引き起こすおそれがある。したがって、人の生命、身体、財産に関する情報として、本件土地の売買に関する情報はすべて公開すべきである。

(2) 実施機関の主張の要旨

ア 本件土地の買主への売却に関する書類

・松江市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 号に該当

地方税法の規定により、公にすることができないと認められる情報で

あるため。

- ・ 条例第 7 条第 2 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

- ・ 条例第 7 条第 3 号に該当

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（以下「法人に関する情報の理由」という）。

イ 甲社、本件土地の買主への土地売却についての苦情・住民要望、市の住民対応に関する書類

- ・ 条例第 7 条第 2 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため（以下「個人に関する情報の理由」という。）

- ・ 条例第 7 条第 3 号に該当

法人に関する情報の理由のとおり。

なお、一部の文書については、当該文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、条例第 10 条により存否応答拒否をしたもの。

ウ 本件土地の買主に売却した土地について、過去に住民の苦情・住民要望、市の対応に関する情報一切（業者とのやりとり、業者からの問い合わせ等）

- ・ 条例第 7 条第 2 号に該当

個人に関する情報の理由のとおり。

- ・ 条例第 7 条第 3 号

法人に関する情報の理由のとおり。

エ 甲社、本件土地の買主について調査した文書

文書不存在のため、非公開としたもの。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 本件の争点

- ① 個人の氏名や肩書などは、個人情報（条例第 7 条第 2 号）に該当するか。
- ② 法人等の事業者の印影は、法人内部情報で偽造のおそれがあるものとして、事業活動情報（条例第 7 条第 3 号）に該当するか。
- ③ 法人の名称などの情報（法人等の事業者の印影を除く。）は、法人等の利益、競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるものとして、事業活

動情報（条例第7条第3号）に該当するか。

- ④ 固定資産評価額（別紙〔原決定〕の文書目録①番号13に係るもの）は、地方税法による法令秘情報（条例第7条第1号）に該当するか。
  - ⑤ 本件土地の買主への土地売却について、苦情・住民要望市の対応に関する書類（別紙〔原決定〕の文書目録②無番に係るもの）について、存否を答えるだけで非公開情報（事業活動情報：条例7条3号）を公開することとなるか。
  - ⑥ 甲社、本件土地の買主について調査した文書（別紙〔原決定〕の文書目録④に係るもの）は存在しないか。
  - ⑦ 「審査請求人は甲社の操業により影響を受ける地域に住んでおり、本件土地売買の経緯について、知る権利がある。」ことを理由に非公開情報や非公開文書の公開を求めることができるか。
  - ⑧ 「企業の立地、操業等に関しては、生命、財産を害す恐れがある。」ことが条例第7条第2号イ若しくは第3号但書または条例第9条に該当するとして、非公開情報や非公開文書の公開を求めることができるか。
- (2) 公文書を見分したところ、原決定のとおりの内容の情報が記載されていた。これを踏まえた本件の争点に係る当審査会の判断は次のとおりである。

ア 争点①から争点⑥までについて

別紙〔審査会の判断〕のとおりである。

すなわち、別紙〔審査会の判断〕の「第1 公開内容及び理由」の各表の「文書名」欄記載の各文書中の同「公開内容」欄記載の各内容については、同「公開の理由」欄記載の各理由のとおりであるから、これを公開すべきである。

同じく「第2 非公開内容及び理由」の各表の「文書名」欄記載の各文書または同文書中の同「非公開内容」欄記載の各内容（以下、「本件非公開内容」という。）については、同「非公開の理由」欄記載の各理由のとおりであるから、これを非公開とした原決定は妥当である。

イ 争点⑦について

条例上、当市の特定の地域に居住していることを理由に、条例第5条所定の場合とは別に情報公開を請求できる旨の定めはない。

同じく、条例第7条所定の非公開情報について、情報公開請求者が当市の特定の地域に居住していることを理由に公開できる旨の条例上の定めはない。また、非公開事由に該当するか否かは、審査請求人の事情により左右されるものではない。

したがって、審査請求人が本件土地の所在する地域内に住んでいることを理由として本件非公開内容の公開を求めることはできない。

#### ウ 争点⑧について

審査請求人は甲社と本件土地の買主との一体性を前提として、甲社の立地、操業等により生じる危険性を主張するが、原決定に係る非公開情報及び非公開文書はあくまで甲社とは別法人である本件土地の買主への土地売却に関するものであって、人の生命等を保護するために原決定に係る非公開情報及び非公開文書を公にすることが必要であるとは認められない。

したがって、審査請求人が主張する上記事情は条例第7条第2号イ及び第3号但書には該当しない。また、上記事情をもって本件非公開内容を開示しなかったことにつき裁量権の逸脱、濫用があったとは認められない。

#### (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 付帯意見

#### (1) 趣旨

実施機関においては、非公開決定（部分公開決定を含む。以下同じ。）に際し、非公開内容がその他の記載とあいまって条例上の非公開の根拠に該当することが把握できる程度に、具体的に非公開内容を記載されたい。

#### (2) 理由

本件では、原決定において非公開内容として「添付資料A」「添付資料B」「添付書類C」なる記載が見られた。

しかし、これらの記載から読み取ることができるのは、ある公文書を構成するものとしてAないしCと称する何らかの資料があるということだけであり、非公開決定の相手方はその記載から条例上の非公開の根拠に該当する事実を把握することはできない。

そもそも、非公開内容の記載は、情報公開請求の対象となった公文書について非公開とした範囲を特定するとともに、非公開決定の相手方に対し不服申立てについての便宜を与えるものである。

よって、非公開内容の表示は、非公開理由とあいまって、非公開決定の相手方が、条例上の非公開根拠に該当するかを把握しうるものであることが必要であり、本件資料名の記載においても、そのような情報公開制度の趣旨に沿った記載がなされるべきである。

よって、上記(1)のとおり付帯意見を述べるものである。

### 6 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過等は、別記のとおりである。

〔原決定〕

公文書公開に係る文書目録

①本件土地の買主への売却に関する書類

番号	文書名	公開の種類	非公開内容	非公開の根拠(条例第7条)及び理由
1	協議録(本件土地の売却協議 本件土地の買主)(協議日平成27年10月26日)	部分公開	協議相手方の氏名	第2号/個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため(以下「個人情報」という。)
			賃貸相手先の法人名	第3号/法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(以下「事業情報」という。)
2	用地分譲仮申込書の受理について(平成27年11月24日起案)	部分公開	申込法人の印影の一部	第3号/法人の取引上の内部情報であり、公にすることにより、偽造その他不正利用され、法人の正当な利益を害す

				るおそれがあるため（以下、「内部情報」という。）。
			職員数、決算状況の一部、雇用計画数、利用計画図面の一部	第3号／事業情報
3	松江市企業団地審査委員会の開催について(平成28年2月10日起案)	部分公開	申請法人の印影の一部	第3号／内部情報
			職員数、主要取引銀行、決算状況の一部、雇用計画数、利用計画図面の一部、資金計画の一部、決算報告書の一部	第3号／事業情報
4	松江市企業団地審査委員会の開催について(報告)(平成28年3月17日起案)	部分公開	資金調達方法、当期利益見込、職員数、主要取引銀行、決算状況の一部、雇用計画数、利用計画図の一部、賃貸相手先の名称、階数	第3号／事業情報
			申請法人の印影の一部	第3号／内部情報
5	支出負担行為伺書(鉄工団地再構築事業用地買取代金)(平成28年4月1日起案)	部分公開	契約相手方の印影の一部、図面作成者の印影の一部、登記申請人の印影の一部	第3号／内部情報
			職員数	第3号／事業情報
6	支出命令書(支出負担行為伺書平成28年4月1日起案文)	部分公開	請求者の印影の一部、金融口座情報の一部、契約相手方の印影の一部	第3号／内部情報
7	登記依頼書(定第5号)	部分公開	図面作成者の印影の一部、登記申請人の印影の一部、承諾者の印影	第3号／内部情報

			の一部、契約相手方の 印影の一部	
8	登記完了通知書（資 登第2号）	公開	—	—
9	支出負担行為伺書 （鉄工団地再構築 事業用地買取代金） （平成28年4月27 日起案）	部分 公開	契約相手方の印影の一 部、図面作成者の印影 の一部	第3号／内部情報
			職員数	第3号／事業情報
10	支出命令書（支出負 担行為伺書平成28 年4月27日起案）	部分 公開	請求者の印影の一部、 金融口座情報の一部、 契約相手方の印影の一 部	第3号／内部情報
11	土地売買契約書の 締結について（平成 28年4月27日起案）	部分 公開	契約相手方の印影の一 部、図面作成者の印影 の一部	第3号／内部情報
			職員数	第3号／事業情報
12	調定決議兼通知書 （平成28年5月20 日起案）	公開	—	—
13	登記依頼書（定第42 号）	部分 公開	図面作成者の印影の一 部、承諾者の印影の一 部、契約相手方の印影 の一部	第3号／内部情報
			国税納付金額、納付金 融機関名、納入通知書・ 領収書（金融機関名）	第3号／事業情報
			固定資産評価額	第1号／地方税法の 規定により、公にす ることができない と認められる情報

				であるため。
14	登記完了通知書（資登第 36 号）	公開	—	—

②甲社、本件土地の買主への土地売却についての苦情・住民要望、市の住民対応に関する書類

番号	文書名	公開の種類	非公開内容	非公開の根拠(条例第 7 条)及び理由
1	電話記録簿(平成 28 年 10 月 18 日、19 日、20 日)	部分公開	個人氏名、役職、家族構成及び状況	第 2 号／個人情報
			法人名、施設名、問い合わせ内容の一部	第 3 号／事業情報
2	協議録(平成 28 年 12 月 15 日)	部分公開	協議相手方氏名、個人氏名	第 2 号／個人情報
			法人名、施設名、要旨趣旨の一部	第 3 号／事業情報
	甲社の土地売却について苦情・住民要望、市の対応に関する書類	非公開	条例第 10 条による存否応答拒否	第 3 号／当該公文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することになるため。

③本件土地の買主に売却した土地について、過去に住民の苦情・住民要望、市の対応に関する情報一切（業者とのやりとり、業者からの問い合わせ等）

文書	文書名	公開の種類	非公開内容	非公開の根拠(条例第 7 条)及び理由
1	協議録(鉄工団地の分譲について平成 26 年 3 月 11 日)	部分公開	協議相手方法人・肩書・個人氏名、事業計画の一部、交通量の一部、地元対応についての一部、書類名、会の名称・	第 3 号／事業情報



			開催日、会社設立日、資本金、従業員数、主要取引銀行、決算状況、事業概要の一部、土地購入目的の一部、雇用計画数、添付資料 A、付近見取図、土地利用計画図の一部、近隣住民説明の一部	
2	協議録(鉄工団地の分譲について平成 26 年 6 月 9 日)	部分公開	協議相手方法人名、肩書、個人氏名、書類名、開催内容、説明会日程	第 3 号 / 事業情報
3	要望書(平成 26 年 6 月 24 日)	部分公開	要望書提出者氏名・肩書・個人氏名・印影・電話番号	第 2 号 / 個人情報
			地名、法人・団体名、要望内容の一部、添付資料	第 3 号 / 事業情報
4	協議録(平成 26 年 6 月 24 日要望書提出について)	部分公開	要望書提出者氏名、肩書、個人氏名	第 2 号 / 個人情報
			法人・団体、要望の一部	第 3 号 / 事業情報
5	協議録(鉄工団地の分譲における要望書提出について平成 26 年 6 月 25 日)	部分公開	個人氏名、肩書、個人の説明内容	第 2 号 / 個人情報
			協議相手方法人名、協議内容の一部、団体名	第 3 号 / 事業情報
6	要望書に対する回答について(平成 26 年 6 月 30 日起案)	部分公開	要望書提出者氏名、肩書	第 2 号 / 個人情報
			法人・団体名、説明会開催日	第 3 号 / 事業情報

7	要望書(平成 26 年 7 月 2 日)	部分 公開	取扱者氏名、肩書、電話番号、印影、個人氏名、住所、個人の意思の一部	第 2 号 / 個人情報
			法人・団体名、所在、要望書の一部	第 3 号 / 事業情報
8	協議録(平成 27 年 10 月 7 日)	部分 公開	個人氏名、肩書	第 2 号 / 個人情報
			法人名、地名、方角、協議内容の一部	第 3 号 / 事業情報
9	協議録(平成 27 年 10 月 8 日)	部分 公開	個人氏名、肩書	第 2 号 / 個人情報
			法人名	第 3 号 / 事業情報
10	協議録(平成 27 年 10 月 23 日)	部分 公開	個人氏名	第 2 号 / 個人情報
			法人名、地名、協議内容の一部	第 3 号 / 事業情報
11	協議録(本件土地の売却協議平成 27 年 10 月 26 日)	部分 公開	肩書、個人氏名	第 2 号 / 個人情報
			法人名、所在	第 3 号 / 事業情報
12	仮申込書の取り下げについて(平成 27 年 11 月 18 日起案)	部分 公開	個人氏名、肩書	第 2 号 / 個人情報
			法人名、住所、説明会開催日、印影、会社設立日、資本金、従業員数、決算状況、主要取引銀行、交通量の一部、土地購入の目的の一部、雇用計画数、付近見取図、土地利用計画図の一部、近隣住民への説明の一部、添付資料 B、添付書類 C	第 3 号 / 事業情報

④ 甲社、本件土地の買主について調査した文書

番号	文書名	公開の種類	非公開内容	非公開の根拠(条例第7条)及び理由
	甲社、本件土地の買主について調査した文書	非公開	文書不存在	—

[審査会の判断]

第1 公開内容及び理由

①本件土地の買主への売却に関する書類

番号	文書名	公開内容	公開の理由
2	用地分譲仮 申込書の受 理について (平成27年 11月24日 起案)	「計画概要書」 の(2)事業計画① 会社概要【決算 状況】の表中 「平成25年3月 期」の「当期利 益(当期正味財 産額)」欄の金額	特定非営利活動法人である本件土地の買主の平成25年3月期の当期利益額兼当期正味財産額である。この金額は、原決定により公開された平成26年3月期の決算報告書に記載されている前期繰越正味財産額により知ることができるのであるから、これを公開しても本件土地の買主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。(以下「当期正味財産額の理由」という。)
3	松江市企業 団地審査委 員会の開催 について(平 成28年2月 10日 起案)	「計画概要書」 の(2)事業計画① 会社概要【決算 状況】の表中「平 成25年3月期」 の「当期利益(当 期正味財産額)」 欄の金額  平成25年度の 決算報告書の 「決算期間」、活 動計算書の「次 期繰越正味財産 額」、貸借対照表 の「正味財産合 計」	当期正味財産額の理由のとおりである。  左の決算報告書は本件土地の買主に係るものである。 決算期間については、始期が平成23年、終期が平成25年であることは公開されているが、それぞれの月日は非公開となっている。 しかし、「計画概要書」の記載から本件土地の買主は平成23年設立であることが分かるから、左の決算報告書は最初の事業年度のものであり、その始期も容易に推測できる。次に、決算期ごとに終期の月日が変わることは考えられないから、原決定当時公開されている他の決算報告書の決算期間の終期を見れば左の決算報告書の決算期間の終期の月日は容易に推測できる。したがって、

			<p>左の決算報告書の決算期間を公開しても本件土地の買主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>次期繰越正味財産額については、当期正味財産額の理由のとおりである。</p>
4	松江市企業団地審査委員会の開催について（報告）（平成28年3月17日起案）	「計画概要書」の(2)事業計画①会社概要【決算状況】の表中「平成25年3月期の「当期利益(当期正味財産額)」欄の金額	当期正味財産額の理由のとおりである。
5	支出負担行為伺書（鉄工団地再構築事業用地買取代金）（平成28年4月1日起案）	図面作成者の印影	図面とは地積測量図のことである。地積測量図は法務局にて誰でも取得することができる文書であり、地積測量図作成者の印影については秘匿する利益に乏しく、これを公開しても図面作成者の正当な利益を害するおそれはない。（以下「地積測量図の理由」という。）
6	支出命令書（支出負担行為伺書平成28年4月1日起案分）	金融口座情報のうち、金融機関名・支店名・預金種別	金融口座情報は松江市土地開発公社のものである。平成28年6月議会でされた土地開発公社の経営状況の報告（平成27年度事業報告及び決算書の[7]財産目録）により、同公社が保有する銀行口座の全てについて金融機関名・支店名・預金種別までは明らかになっているから、これらを公開しても同公社の信用が害されたり、事業上の利益が損なわれるおそれがあるとは認められない。（以下、「公社口座の理由」という。）
7	登記依頼書（定第5号）	図面作成者の印影	地積測量図の理由のとおりである。
9	支出負担行為伺書（鉄工団地再構築事業用地買取代金）（平	図面作成者の印影	地積測量図の理由のとおりである。

	成 28 年 4 月 27 日起案)		
10	支出命令書 (支出負担行 為伺書平成 28 年 4 月 27 日起案)	金融口座情報の 一部のうち、金 融機関名・支店 名・預金種別	公社口座の理由のとおりである。
11	土地売買契 約書の締結 について(平 成 28 年 4 月 27 日起案)	図面作成者の印 影	地積測量図の理由のとおりである。
13	登記依頼書 (定第 42 号)	図面作成者の印 影	地積測量図の理由のとおりである。
		領収証書の出納 済印	<p>いずれも金融機関の出納印である。</p> <p>出納印は公租公課などを収納済みであることを金融機関が証明するためのものであり、そのような証明機能の点からすれば、金融機関としては、印影の偽造のおそれを感じて秘匿するというよりも、むしろそのことも踏まえた上で、広く公開されることを予定していると考えられる。したがって、出納印を公開しても当該金融機関の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>また、出納印に表示された金融機関名・支店名は納付者（本件土地の買主）が払込みをした金融機関というだけであって、納付者が当該金融機関に銀行口座を保有していることを直ちに意味するわけではない。そして、公租公課の支払いについては市中の金融機関を利用して納付するのが一般的であるから、納付をした金融機関が分かったところで何らかの影響が出るとは考えにくい。したがって、出納印を公開しても本件土地の買主の信用が害されたり、事業上の利益が損なわれるおそれがあるとは認められない。</p>

②甲社、本件土地の買主への土地売却についての苦情・住民要望、市の住民対応に関する書類

番号	文書名	公開内容	公開の理由
1	電話記録簿 (平成 28 年 10 月 18 日、19 日、20 日)	法人名のうち、本件土地の買主の名称	本文書中で本件土地の買主の名称は明らかになっているから、これを公にすることにより本件土地の買主の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

第 2 非公開内容及び理由

①本件土地の買主への売却に関する書類

番号	文書名	非公開内容	非公開の理由
1	協議録(本件土地の売却協議 本件土地の買主) (協議日平成 27 年 10 月 26 日)	協議相手方の氏名	「氏名」は特定の個人を識別できる個人情報である。(以下「氏名の理由」という。)
		賃貸相手先の法人名	「賃貸相手先の法人名」は法人の取引先であり、営業に関する情報であって、公にすることで、営業上の利益を害するおそれがある。(以下「賃貸相手先の法人名の理由」という。)
2	用地分譲仮申込書の受理について (平成 27 年 11 月 24 日起案)	申込法人の印影の一部	印影は取引上の内部情報であり、公にすることで、印鑑の偽造など、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。(以下「印影の理由」という。)
		職員数、決算状況の一部(前記第 1 の公開内容を除く。)、雇用計画数、利用計画図面の一部	「職員数」は人事に関する情報であり、運営体制を把握できるため、防犯面からも公にすることで、当該法人の営業上の利益を害するおそれがある。(以下「職員数の理由」という。) 「決算状況」は経営や資産内容などの信用情報であり、利害関係人しか閲覧できないもので、これが公にされると当該法人の正当な利益を害するおそれがある。(以下「決算関係の理由」という。)また、平成 28 年 3 月期以降の決算状況の見込みが記載されている部分については、当該法人自身が行う業績見込みという評価・判断が記載されており、一般に業績見込みは外部に公開されることを予定しないものであるから、これを公開す

			<p>ることは当該法人の正当な利益を害するおそれがある。(以下、「業績見込みの理由」という。)</p> <p>なお、「決算状況」は本件土地の買主に係るものであり、その内容については事業報告書等に記載される。事業報告書等は特定非営利活動促進法に基づき閲覧に供される。原決定当時、閲覧ができる事業報告書等については、過去3年間分であり、平成26年分から平成28年期の3年間が閲覧可能であったため、平成25年期については、閲覧ができないものである。</p> <p>「雇用計画数」は特定の事業計画で、法人の経営戦略を示すものであり、公にされると事業の模倣など当該法人の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある。(以下「計画の理由」という。)</p> <p>「利用計画図面」は、防犯面からこれを秘匿する利益があるし、計画の理由のとおりでもある。</p>
3	松江市企業団地審査委員会の開催について(平成28年2月10日起案)	<p>申請法人の印影の一部</p> <p>職員数、主要取引銀行、決算状況の一部、雇用計画数、利用計画図面の一部、資金計画の一部、決算報告書の一部。ただし、前記第1の公開内容を除く。</p>	<p>印影の理由のとおりである。</p> <p>「職員数」は職員数の理由のとおりである。</p> <p>「主要取引銀行」は法人の経営や資産内容等に関する情報で、これが公にされると当該法人の信用を害するおそれがあり、正当な利益を害するおそれがある。(以下「取引銀行の理由」という。)</p> <p>「決算状況」「決算報告書」は、決算関係の理由及び業績見込みの理由のとおりである。</p> <p>「雇用計画数」「利用計画図面」「資金計画」は計画の理由のとおりである。また、「資金計画」については将来の財務状況の見込みでもあるため、決算関係の理由のとおりである。</p>
4	松江市企業団地審査委員会の開催について(報告)(平成28年3月17日)	<p>資金調達方法、当期利益見込、職員数、主要取引銀行、決算状況の一部(前記第1の公開内容)</p>	<p>「当期利益見込」「決算状況」は決算関係の理由及び業績見込みの理由のとおりである。</p> <p>「職員数」は職員数の理由のとおりである。</p> <p>「主要取引銀行」は取引銀行の理由のとおりである。</p> <p>「資金調達方法」「雇用計画数」「利用計画図面」</p>



	起案)	を除く。)、雇用計画数、利用計画図の一部、賃貸相手先の名称、階数	は計画の理由のとおりである。また、「資金調達方法」は将来の財務の見込みでもあるため、決算関係の理由のとおりである。 「賃貸相手先の名称」は賃貸相手先の法人名の理由のとおりである。 「階数」は「利用計画図」に記載された情報の一部と同じ内容の情報であるので、計画の理由のとおりである。
		申請法人の印影の一部	印影の理由のとおりである。
5	支出負担行為伺書（鉄工団地再構築事業用地買取代金）（平成28年4月1日起案）	契約相手方の印影の一部、登記申請人の印影の一部	印影の理由のとおりである。
		職員数	職員数の理由のとおりである。
6	支出命令書（支出負担行為伺書平成28年4月1日起案文）	請求者の印影の一部、金融口座情報の一部（前記第1の公開内容を除く。）、契約相手方の印影の一部	「請求者の印影」「契約相手方の印影」は印影の理由のとおりである。 「金融口座情報」は経営内容、資産内容等に関する法人の取引上の内部情報であり、これが公にされることは不正利用など正当な利益を害するおそれがある。（以下「口座の理由」という。）
7	登記依頼書（定第5号）	登記申請人の印影の一部、承諾者の印影の一部、契約相手方の印影の一部	印影の理由のとおりである。
9	支出負担行為伺書（鉄工団地再構築事業用地買取代金）（平成28年4月27日起案）	契約相手方の印影の一部	印影の理由のとおりである。
		職員数	職員数の理由のとおりである。

10	支出命令書 (支出負担行為 為伺書平成 28年4月27 日起案)	請求者の印影の 一部、金融口座 情報の一部(前 記第1の公開内 容を除く。)、契 約相手方の印影 の一部	「請求者の印影」「契約相手方の印影」は印影の理由のとおりである。 「金融口座情報」は口座の理由のとおりである。
11	土地売買契 約書の締結 について(平 成28年4月 27日起案)	契約相手方の印 影の一部	印影の理由のとおりである。
		職員数	職員数の理由のとおりである。
13	登記依頼書 (定第42号)	承諾者の印影の 一部、契約相手 方の印影の一部	印影の理由のとおりである。
		国税納付金額	「国税納付金額」は本件土地の買主が納付した売却地の所有権移転登記に係る登録免許税額である。登録免許税額が分かると税率等から逆算して、売却地の固定資産評価額を知ることができる。 固定資産評価額は経営や資産内容などの信用情報であり、固定資産の所有者などの利害関係人のみが知ることができるものであるから、決算関係の理由のとおりである。
		固定資産評価額	「固定資産評価額」は本件土地に関し実施機関の職員が職務上知り得た内容であり、これが記載された固定資産課税台帳の閲覧や謄写は納税義務者等のみが行えるものであることから、地方公務員の守秘義務(地方公務員法第34条)及び徴税吏員の秘密漏えい罪(地方税法第22条)の定めにより、公にすることができないと認められる情報である。

②甲社、本件土地の買主への土地売却についての苦情・住民要望、市の住民対応に関する書類

番号	文書名	非公開内容	非公開の理由
1	電話記録簿 (平成28年10月18日、19日、20日)	個人氏名、役職、 家族構成及び状況	「個人氏名」は氏名の理由のとおりである。「役職」は経歴、「家族構成及び状況」は個人の生活に関する情報として、いずれも個人情報である。
		法人名(本件土地の買主の名称を除く)、施設名、問い合わせ内容の一部	「問い合わせ内容」は「法人名」の団体やそれに関連する「施設名」に関する架電者の個人的な認識や活動内容であり、当該団体の信用に関わる事項であるから、これが公にされると当該団体の正当な利益を害するおそれがある。(以下「団体に対する認識の理由」という。)
2	協議録(平成28年12月15日)	協議相手方氏名、個人氏名	「氏名」は氏名の理由のとおりである。
		法人名、施設名、要望趣旨の一部	「法人名」「施設名」は対象外団体(本件土地の買主以外の団体。以下同じ。)又はその関連施設の名称である。また、「要望趣旨」は対象外団体に対する発言者の個人的な認識であり、団体に対する認識の理由のとおりである。
	甲社の土地売却について苦情・住民要望、市の対応に関する書類	存否応答拒否	仮にこうした苦情に関する公文書がある場合、当該文書があると回答することは苦情内容の真偽に関わらず甲社に対する苦情があるということを示すことになることになり、甲社の社会的信用を害するおそれがある。したがって、当該公文書の存否を答えることは、社会的信用を害する情報の有無を明らかにすることになるため、甲社の正当な利益を害するおそれがある。

③本件土地の買主に売却した土地について、過去に住民の苦情・住民要望、市の対応に関する情報一切(業者とのやりとり、業者からの問い合わせ等)

文書	文書名	非公開内容	非公開の理由
1	協議録(鉄工団地の分譲について平	協議相手方法人・肩書・個人氏名、事業計画の	本文書は売却予定地に関する問い合わせ等の対象外団体との議事録である。その内容は、以下のとおり、対象外団体の事業計画など経営戦略に

	成 26 年 3 月 11 日)	一部、交通量の 一部、地元対応 についての一 部、書類名、会 の名称・開催 日、会社設立 日、資本金、従 業員数、主要取 引銀行、決算状 況、事業概要の 一部、土地購入 目的の一部、雇 用計画数、添付 資料 A、付近見 取図、土地利用 計画図の一部、 近隣住民説明の 一部	<p>関するもので、これが公にされると当該対象外団体の正当な利益を害するおそれがある。(以下「対象外団体の事業情報の理由」という。)</p> <p>「協議相手方法人」「肩書」「個人氏名」「会社設立日」「従業員数」は対象外団体の名称など対象外団体を特定する情報である。「付近見取図」は対象外団体の所在場所の周辺の地図であり、対象外団体を特定する情報である。</p> <p>「地元対応」「書類名」「会の名称・開催日」「近隣住民説明」「添付書類 A」は対象外団体の既存事業や計画している事業に関連して行った地元への対応に関する内容である。</p> <p>「事業概要」は対象外団体の事業エリアに関する情報である。</p> <p>「交通量」は対象外団体の事業見込みとそれに伴う当該団体に出入りする車両の増減に関する内容である。</p> <p>「事業計画」「土地購入目的」「雇用計画」「土地利用計画」は対象外団体が計画している事業に関する情報である。</p> <p>いずれも対象外団体の事業情報の理由のとおりである。</p> <p>「資本金」「主要取引銀行」「決算状況」は対象外団体の事業に関する情報である。また、資産内容に関する情報でもあるので、取引銀行の理由や決算関係の理由と同様である。</p>
2	協議録(鉄工 団地の分譲 について平 成 26 年 6 月 9 日)	協議相手方法人 名、肩書、個人 氏名、書類名、 開催内容、説明 会日程	<p>「協議相手方法人名」「肩書」「個人氏名」は対象外団体を特定する情報である。</p> <p>「書類名」「開催内容」「説明会日程」はその対象外団体の既存事業や計画している事業に関連して行った地元への対応に関する内容である。</p> <p>いずれも対象外団体の事業情報の理由のとおりである。</p>
3	要望書(平成 26 年 6 月 24 日)	要望書提出者氏 名・肩書・個人 氏名・印影・電	<p>「氏名」は氏名の理由のとおりである。「肩書」は経歴、「印影」は財産、「電話番号」は個人の生活に関する情報として、いずれも個人情報であ</p>

		話番号	る。
		地名、法人・団体名、要望内容の一部、添付資料	「地名」「法人・団体名」は地元団体の名称や所在地であり、「要望内容」「添付資料」は対象外団体に対する地元団体や要望者の個人的な認識や活動内容であり、団体に対する認識の理由のとおりである。
4	協議録(平成26年6月24日要望書提出について)	要望書提出者氏名、肩書、個人氏名	いずれも個人情報である。
		法人・団体、要望の一部	「法人・団体」は対象外団体の名称・略称であり、「要望の一部」は団体に対する認識の理由のとおりである。
5	協議録(鉄工団地の分譲における要望書提出について平成26年6月25日)	個人氏名、肩書、個人の説明内容	「氏名」「肩書」はいずれも個人情報である。 「個人の説明内容」は個人の思想、信条に関する情報として、いずれも個人情報である。
		協議相手方法人名、協議内容の一部、団体名	「協議相手方法人名」は対象外団体の名称であり、「協議内容」「団体名」は、対象外団体の事業情報の理由のとおりである。
6	要望書に対する回答について(平成26年6月30日起案)	要望書提出者氏名、肩書	「氏名」「肩書」はいずれも個人情報である。
		法人・団体名、説明会開催日	「法人・団体名」は対象外団体又は地元団体の名称であり、「説明会開催日」は対象外団体の事業情報の理由のとおりである。
7	要望書(平成26年7月2日)	取扱者氏名、肩書、電話番号、印影、個人氏名、住所、個人の意思の一部	「氏名」「住所」は戸籍的事項、「肩書」は経歴、「電話番号」は個人の生活、「印影」は財産、「個人の意思」は思想、信条に関する情報として、いずれも個人情報である。
		法人・団体名、所在、要望書の一部	「法人・団体名」は対象外団体又は地元団体の名称、「所在」は対象外団体の所在地であり、「要望書」は団体に対する認識の理由のとおりである。
8	協議録(平成27年10月7日)	個人氏名、肩書	「氏名」「肩書」は、いずれも個人情報である。
		法人名、地名、方角、協議内容	「法人名」は対象外団体の名称、「地名」「方角」「協議内容」は対象外団体の所在地又は対象外団

		の一部	体が探している事業用地に係る内容であり、対象外団体の事業情報の理由のとおりである。
9	協議録(平成27年10月8日)	個人氏名、肩書	「氏名」「肩書」は、いずれも個人情報である。
		法人名	「法人名」は対象外団体の名称であり、対象外団体の事業情報の理由のとおりである。
10	協議録(平成27年10月23日)	個人氏名	「氏名」は個人情報である。
		法人名、地名、協議内容の一部	「法人名」は対象外団体の名称、「地名」は対象外団体の所在地又は事業エリア、「協議内容」は対象外団体の事業に関することであり、対象外団体の事業情報の理由のとおりである。
11	協議録(本件土地の売却協議平成27年10月26日)	肩書、個人氏名	「氏名」「肩書」は、いずれも個人情報である。
		法人名、所在	「法人名」は対象外団体の名称、「所在」は対象外団体の所在地であり、対象外団体の事業情報の理由のとおりである。
12	仮申込書の取り下げについて(平成27年11月18日起案)	個人氏名、肩書	「氏名」「肩書」は、いずれも個人情報である。
		法人名、住所、説明会開催日、印影、会社設立日、資本金、従業員数、決算状況、主要取引銀行、交通量の一部、土地購入の目的の一部、雇用計画数、付近見取図、土地利用計画図の一部、近隣住民への説明の一部、添付資料B、添付書類C	<p>「法人名」「住所」「会社設立日」「従業員数」は対象外団体の名称など対象外団体を特定する情報、「付近見取図」は対象外団体の所在場所の周辺の地図であり、「説明会開催日」「近隣住民への説明」「添付資料B」「添付書類C」は対象外団体の既存事業や計画している事業に関連して行った地元への対応に関する内容、「交通量」は対象外団体の事業に係る車両出入りに関すること、「土地購入の目的」「雇用計画数」「土地利用計画図」は対象外団体が計画している事業に関する情報であって、対象外団体の事業情報の理由のとおりである。</p> <p>「資本金」「決算状況」「主要取引銀行」は、事業に関する情報である。また、資産内容に関する情報でもあるので、決算関係の理由や取引銀行の理由のとおりである。</p> <p>「印影」は対象外団体の印影であり、印影の理由のとおりである。</p>

④甲社、本件土地の買主について調査した文書

文書	文書名	非公開内容	非公開の理由
	甲社、本件土地の買主について調査した文書	文書不存在	<p>当審査会は担当課に対し、当該調査を行った事実の有無を照会したが、調査自体を行っていないとの回答であった。また、本件土地の売却にあたり実施機関が取得した資料（本件土地の買主に係る決算報告書、業務案内のパンフレット、履歴事項全部証明書、計画概要書など）により、本件土地の買主の概要や購入後の本件土地の用途などは十分に判明しているため、本件土地の売却にあたり、これらの資料以外の資料を入手していなかったとしても不自然ではない。</p> <p>以上より、当該文書が存在するとは認められない。</p>

別記

1 諮問第6号に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年6月12日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
平成29年6月20日 （審査会第1回目）	審議
平成30年1月12日 （審査会第2回目）	審議
平成30年3月15日 （審査会第3回目）	審議
平成30年4月9日	審査請求人から反論書及び口頭による意見陳述申立書を受理
平成30年6月11日 （審査会第4回目）	審議
平成30年7月31日	実施機関から部分公開理由説明書を受理
平成30年8月21日 （審査会第5回目）	審議
平成30年11月9日 （審査会第6回目）	審議
平成31年1月15日 （審査会第7回目）	審議
平成31年2月19日 （審査会第8回目）	審査請求人から口頭による意見陳述、審議
平成31年3月27日 （審査会第9回目）	審議
令和元年6月11日 （審査会第10回目）	審議
令和元年7月11日 （審査会第11回目）	審議
令和元年8月20日 （審査会第12回目）	審議
令和元年9月11日	審査庁に対して答申



2 松江市情報公開審査会委員名簿

平成 29 年 6 月 12 日から平成 29 年 8 月 31 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
居石 正和	島根大学法文学部 教授	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部 准教授	
高尾 雅裕	山陰中央新報社 取締役論説委員長	
松本 さなえ	総務省行政相談委員	
光谷 香朱子	弁護士	会長職務代理者

平成 29 年 9 月 1 日から令和元年 8 月 31 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
居石 正和	島根大学法文学部 教授	会長 平成 31 年 3 月 31 日まで
朝田 良作	島根大学山陰法実務教育研究 センター 教授	会長 平成 31 年 4 月 1 日から
嘉村 雄司	島根大学法文学部 准教授	
大西 智之	弁護士	平成 30 年 1 月 15 日から 平成 30 年 8 月 20 日まで
野島 和朋	弁護士	平成 30 年 8 月 21 日から
松本 さなえ	総務省行政相談委員	
光谷 香朱子	弁護士	会長職務代理者

### 3 本件関連条例

#### 松江市情報公開条例 《抜粋》

##### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加の推進による開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 図書館その他の市の施設又は機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

##### (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する

もの

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。